

全部改正・札幌市火災予防条例（昭和48年札幌市条例第34号）

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 公衆の出入する場所等の指定（第2条）

第3章 火を使用する設備の位置、構造及び管理の基準等

第1節 火を使用する設備及びその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備の位置、構造及び管理の基準（第3条-第21条）

第2節 火を使用する器具及びその使用に際し、火災の発生のおそれのある器具の取扱いの基準（第22条-第26条）

第3節 火の使用に関する制限等（第27条-第33条）

第4節 火災に関する警報の発令中における火の使用の制限（第34条）

第4章 指定数量未満の危険物、準危険物及び特殊可燃物の貯蔵又は取扱いの技術上の基準

第1節 指定数量未満の危険物の貯蔵又は取扱いの基準（第35条-第38条）

第2節 準危険物の貯蔵又は取扱いの基準（第39条）

第3節 特殊可燃物の貯蔵又は取扱いの基準（第40条）

第5章 消防用設備等の技術上の基準の付加（第41条-第55条）

第6章 避難管理（第56条-第63条）

第7章 雑則（第64条-第72条）

第8章 罰則（第73条・第74条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）第4条第2項の規定に基づき公衆の出入する場所等の指定について、法第9条の規定に基づき火を使用する設備の位置、構造及び管理の基準等について、法第9条の3の規定に基づき法別表で定める数量未満の危険物等の貯蔵及び取扱いの基準について、法第17条第2項の規定に基づき消防用設備等の技術上の基準の付加について並びに法第22条第4項の規定に基づき火災に関する警報の発令中における火の使用の制限について定めるとともに、本市における火災予防上必要な事項を定めることを目的とする。

第2章 公衆の出入する場所等の指定

（公衆の出入する場所等の指定）

第2条 法第4条第2項第1号の規定による公衆の出入する場所は、別表第1に掲げるものとする。

2 法第4条第2項第2号の規定による多数の者の勤務する場所は、別表第2に掲げるものとする。

第3章 火を使用する設備の位置、構造及び管理の基準等

第1節 火を使用する設備及びその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備の位置、構造及び管理の基準

（炉及びかまど）

第3条 炉及びかまどの位置及び構造は、次の各号に掲げる基準によらなければならない。

- （1）建築物又は工作物の可燃性の部分及び可燃性の物品から、市長が別に定める距離を保つこと。
- （2）可燃物が落下し、又は接触するおそれのない位置に設けること。
- （3）可燃性のガス又は蒸気が発生し、又は滞留するおそれのない位置に設けること。
- （4）階段、避難口等の附近で避難の支障となる位置に設けないこと。

- (5) 燃焼に必要な空気を取り入れることができる位置に設けること。
- (6) 屋内に設ける場合にあつては、土間又は不燃材料（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号に規定する不燃材料をいう。以下同じ。）のうち金属以外のもので造つた床上に設けること。ただし、金属の不燃材料で造つた床上又は台上に設ける場合において防火上有効な措置を講じたときは、この限りでない。
- (7) 使用に際し、火災の発生のおそれのある部分を不燃材料で造ること。
- (8) 地震その他の振動又は衝撃（以下「地震等」という。）により容易に転倒し、亀裂し、又は破損しない構造とすること。
- (9) 表面温度が過度に上昇しない構造とすること。
- (10) 屋外に設ける場合にあつては、風雨等により口火及びバーナーの火が消えないような措置を講ずること。ただし、口火の火が消えた場合において自動的に燃料の供給を停止する構造のものにあつては、この限りでない。
- (11) 開放炉又は常時油類その他これらに類する可燃物を煮沸するかまどにあつては、その上部に不燃性の天蓋及び排気筒を屋外に通ずるように設けるとともに、火粉の飛散又は火炎の伸長により火災の発生のおそれのあるものにあつては、防火上有効な遮へいを設けること。
- (12) 溶融物があふれるおそれのある構造の炉又はかまどにあつては、あふれた溶融物を安全に誘導する装置を設けること。
- (13) 暖房の用に供する熱風炉にあつては、加熱された空気に、火粉、煙、ガス等が混入しない構造とし、熱交換部分を耐熱性の金属材料で造るとともに、加熱された空気の温度が異常に上昇した場合において熱風の供給を断つ非常停止装置を設けること。
- (14) 熱風炉に附属する風道については、次に定めるところによること。
- ア 風道並びにその被覆及び支わくは、不燃材料で造るとともに、風道の炉に近接する部分に防火ダンパーを設けること。
- イ 炉からアの防火ダンパーまでの部分及び当該防火ダンパーから2メートル以内の部分、可燃物との間に15センチメートル以上の距離を保つこと。ただし、厚さ10センチメートル以上の金属以外の不燃材料で被覆する部分については、この限りでない。
- ウ 給気孔は、じんあいの混入を防止する構造とすること。
- (15) 薪、石炭その他の固体燃料（以下「固体燃料」という。）を使用する炉又はかまどにあつては、たき口から火粉等が飛散しない構造とするとともに、ふたのある不燃性の取灰入れを設けること。この場合において、不燃材料以外の材料で造つた床上に取灰入れを設けるときは、不燃材料で造つた台上に設け、又は防火上有効な底面通気をはかること。
- (16) 固体燃料の灰捨場及び燃料置場については、次に定めるところによること。
- ア 灰捨場は、不燃材料で燃えがら等の飛散しない構造で造り、建築物又は工作物の可燃性の部分から30センチメートル以上の距離を保つこと。
- イ 多量の燃料を使用する場合の燃料置場は、火源と1.2メートル以上の距離を保つこと。
- (17) 灯油、重油その他の液体燃料（以下「液体燃料」という。）を使用する炉又はかまどのうち屋内に設けるものにあつては、壁及び天井の炉又はかまどに面する部分の仕上げを不燃材料又は準不燃材料（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条第5号に規定する準不燃材料をいう。以下同じ。）でした室内に設けること。
- (18) 液体燃料を使用する炉又はかまどの附属設備は、次に定めるところによること。
- ア 燃料タンクは、使用中燃料が漏れ、あふれ、又は飛散しない構造とすること。
- イ 燃料タンクは、地震等により容易に転倒又は落下しないように設けること。
- ウ 燃料タンクとたき口との間には、2メートル以上の水平距離を保つか、又は防火上有効な遮へいを設けること。ただし、油温が著しく上昇するおそれのない燃料タンクにあつては、この限りでない。

エ 燃料タンクは、次の表の左欄に掲げる容量（タンクの内容積の90パーセントの量をいう。以下同じ。）の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる厚さの鋼板又はこれと同等以上の強度を有する金属板で気密に造ること。

タンクの容量	板厚
5リットル以下	0.6ミリメートル以上
5リットルをこえ20リットル以下	0.8ミリメートル以上
20リットルをこえ40リットル以下	1.0ミリメートル以上
40リットルをこえ100リットル以下	1.2ミリメートル以上
100リットルをこえ250リットル以下	1.6ミリメートル以上
250リットルをこえるもの	2.0ミリメートル以上

オ 燃料タンクを屋内に設ける場合にあつては、不燃材料で造つた床上に設けること。

カ 燃料タンクの架台は、不燃材料で造ること。

キ 燃料タンクの配管には、タンク直近の容易に操作できる位置に開閉弁を設けること。ただし、地下に埋設する燃料タンクにあつては、この限りでない。

ク 燃料タンク又は配管には、ろ過装置を設けること。

ケ 燃料タンクには、見やすい位置に燃料の量を自動的に覚知することができる装置を設けること。この場合において、当該装置がガラス管で造られているときは、金属管等で安全に保護すること。

コ 燃料タンクは、水抜きができる構造とすること。

サ 燃料タンクには、通気管又は通気口を設けること。この場合において、当該燃料タンクを屋外に設けるときは、当該通気管又は通気口の先端から雨水が浸入しない構造とすること。

シ 燃料タンクの外面には、さび止めのための措置を講ずること。ただし、アルミニウム合金、ステンレス鋼その他さびにくい材質で造られた燃料タンクにあつては、この限りでない。

ス 燃焼装置に過度の圧力がかかるおそれのある炉又はかまどにあつては、異常燃焼を防止するための減圧装置を設けること。

セ 燃料を予熱する方式の炉又はかまどにあつては、燃料タンク又は配管を直火で予熱しない構造とすること。

(19) 液体燃料又はプロパンガス、石炭ガスその他の気体燃料（以下「気体燃料」という。）を使用する炉又はかまどにあつては、多量の未燃ガスが滞留せず、かつ、点火及び燃焼の状態が確認できる構造とするとともに、その配管については、次に定めるところによること。

ア 金属管を使用すること。ただし、燃焼装置、燃料タンク等に接続する部分で金属管を使用することが困難な場合は、当該燃料に侵されない金属管以外の管を3メートル以内に限り使用することができる。

イ 接続は、ねじ接続、フランジ接続、溶接等とすること。ただし、金属管と金属管以外の管を接続する場合にあつては、さし込み接続とすることができる。

ウ イのさし込み接続による場合は、その接続部分をホースバンド等で締めつけること。

(20) 電気を熱源とする炉又はかまどにあつては、電線、接続器具等は、耐熱性を有するものを使用するとともに、短絡を生じないように措置すること。

2 炉及びかまどの管理は、次に各号に掲げる基準によらなければならない。

(1) 炉及びかまどの周囲は、常に整理及び清掃に努めるとともに燃料その他の可燃物を放置しないこと。

(2) 炉又はかまど及びその附属設備は、常に亀裂、破損、摩耗及び漏れについて、点検を行わなければならない。

- (3) 電気を熱源とする炉又はかまどにあつては、前号の点検を熟練者に行なわせ、不良箇所を発見したときは、直ちに補修させるとともに、その結果を記録し、かつ、保存すること。
- (4) 本来の使用燃料以外の燃料を使用しないこと。
- (5) 燃料の性質等により異常燃焼を生ずるおそれのある炉またはかまどにあつては、使用中監視人を置くこと。ただし、異常燃焼を防止するために必要な措置を講じたときは、この限りでない。
- (6) 燃料タンクは、燃料の性質等に応じ、遮光し、又は転倒若しくは衝撃を防止するために必要な措置を講ずること。

3 前2項に規定するもののほか、液体燃料を使用する炉及びかまどの位置、構造及び管理の基準については、第35条及び第36条（同条第21号ア、イ、カ及びケ並びに第23号を除く。）の規定を準用する。

（ボイラー）

第4条 ボイラーの構造は、次の各号に掲げる基準によらなければならない。

(1) 蒸気管は、可燃性の壁、床、天井等を貫通する部分及びこれらに接触する部分を、けいそう土、石綿その他の遮熱材料で有効に被覆すること。

(2) 蒸気の圧力が異常に上昇した場合に自動的に作動する安全弁その他の安全装置を設けること。

2 前項に規定するもののほか、ボイラーの位置、構造及び管理の基準については、前条（第1項第1号、第11号から第13号まで及び第17号を除く。）及び第12条第1項の規定を準用する。

（ストーブ）

第5条 ストーブ（移動式のものを除く。以下この条において同じ。）の位置及び構造は、次の各号に掲げる基準によらなければならない。

(1) 壁若しくは天井又は周囲の可燃物から側方は60センチメートル以上、上方は1.5メートル以上はなして据え付けること。ただし、防火構造又はそれと同等以上の防火性能を有する壁体に対する距離は30センチメートルまで減ずることができる。

(2) 特殊な構造、燃料又は使用状況等により火災予防上危険と認める場合は、不燃材料で遮熱の設備をすること。

(3) 不燃材料で造った台上又は不燃材料でおおわれ、かつ、底面通気をもたせた台上に設けること。ただし、金属以外の不燃材料で造った床上又は土間に設けるときは、この限りでない。

(4) 固体燃料を使用する鉄板製のストーブを不燃材料でおおわれた台上に設けるときは、ストーブと台との間に遮熱の設備をすること。

(5) 薪、石炭その他の固体燃料を使用するストーブにあつては、不燃材料で造ったたき殻受けを付設すること。

2 液体燃料を使用するストーブ又は風呂がまの分解掃除及び整備は、熟練者であつて第70条の規定による届出をした者に行わせなければならない。

3 前項に規定するもののほか、ストーブの位置、構造及び管理の基準については、第3条（第1項第1号、第6号、第7号、第11号から第14号まで、第17号及び第18号を除く。）の規定を準用する。

（煙突及び煙道）

第6条 煙突及び煙道の位置及び構造の基準は、次の各号に掲げる基準によらなければならない。

(1) 煙突及び煙道は、設備又は器具に応じた太さのものとすること。

(2) ほうろうびき及び金属製の煙突は、その継目におけるくい合せを0.8センチメートル以上、差込みは9センチメートル以上とすること。

(3) 陶管製煙突は、その継目をセメントモルタル、しつくい又は粘土等でうめること。

(4) 石綿製煙突は、その継目を幅10センチメートル以上の不燃材料で被覆すること。

(5) 構造又は材質に応じ、支わく、支線、腕金具等で固定すること。

(6) 煙突の屋上突出部は、屋根面からの垂直距離を60センチメートル以上とする。

- (7) 煙突の高さは、その先端から水平距離1メートル以内に建築物の軒がある場合においては、その軒から60センチメートル以上高くすること。
  - (8) 金属製、石綿製又は陶管製の煙突は、可燃物から30センチメートル（火床から1.8メートル以内にある部分は、45センチメートル）以上はなすこと。ただし、厚さ10センチメートル以上の金属以外の不燃材料で被覆するか又はこれと同等以上の効力ある装置をし、火災予防上支障のない場合は、この限りでない。
  - (9) 金属製、石綿製又は陶管製の煙突は、小屋裏、天井裏、床裏等にある部分を金属以外の不燃材料で防火上有効に被覆し、かつ、周囲を点検できる空間を設けること。
  - (10) 可燃性の壁、床、天井等を貫通する部分、小屋裏、天井裏、床裏等において煙突又は煙道を接続する場合は、容易に離脱せず、かつ、燃焼排気が漏れない構造とすること。
  - (11) 容易に掃除ができる構造とすること。
  - (12) 火粉の飛散するおそれのあるストーブに附属するものにあつては、火粉の飛散を防止するための装置を設けること。
  - (13) 可燃性の壁、床、天井等を貫通する部分は、眼鏡石をはめこみ、又は遮熱材料で有効に被覆すること。
  - (14) 眼鏡石は、壁体等の厚さ以上とし、かつ、穴の外周から壁体等までの幅は、煙突の内径が11センチメートル以下の場合には10センチメートル以上、11センチメートルをこえる場合は煙突の内径以上とすること。ただし、火床から1.8メートル以内の部分に設ける場合は、煙突の内径の1.5倍以上とすること。
  - (15) 火粉を含まない燃焼排気を排出する煙突及び煙道であつて、その燃焼排気により周囲の可燃物を燃焼させるおそれのないものにあつては、第6号から第13号の規定によらないことができる。
- 2 前項に規定するもののほか、煙突及び煙道の位置、構造及び管理の基準については、第3条第1項第2号、第3号、第8号及び第9号並びに第2項第1号及び第2号の規定を準用する。

（壁付暖炉、ペチカ及びオンドル）

第7条 壁付暖炉の位置及び構造は、次の各号に掲げる基準によらなければならない。

- (1) 壁付暖炉の背面及び側面と壁との間に10センチメートル以上の間隔を保つこと。ただし、壁が耐火構造の場合にあつては、この限りでない。
  - (2) 壁付暖炉は厚さ20センチメートル以上の鉄筋コンクリート造、又は厚さが25センチメートル以上の無筋コンクリート造、れんが造、石造若しくはコンクリートブロック造とし、かつ、背面の状況を点検することができる構造とすること。
  - (3) ペチカ及びオンドルは、火床から1.8メートル以内の可燃物に接する部分は、厚さ20センチメートル以上の金属以外の不燃材料で造ること。
- 2 前項に規定するもののほか、壁付暖炉、ペチカ及びオンドルの位置、構造及び管理の基準については、第3条（第1項第1号、第7号、第9号から第13号まで及び第17号を除く。）の規定を準用する。

（乾燥設備）

第8条 乾燥設備の位置及び構造は、次の各号に掲げる基準によらなければならない。

- (1) 乾燥物品が直接熱源と接触しない構造とし、市長が別に定める距離を保つこと。
  - (2) 室内の温度が過度に上昇するおそれのある乾燥設備にあつては、非常警報装置又は熱源の自動停止装置を設けること。
  - (3) 乾燥室内に火粉を飛散しない構造とすること。
- 2 前項に規定するもののほか、乾燥設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条（第1項第11号から第13号までを除く。）の規定を準用する。

（サウナ設備）

第9条 サウナ室に設ける放熱設備（以下「サウナ設備」という。）には、サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けなければならない。

2 前項に規定するもののほか、サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条（第1項第10号から第13号までを除く。）の規定を準用する。

（くん製設備）

第10条 くん製室の位置及び構造は、次の各号に掲げる基準によらなければならない。

（1）くん製室は耐火構造又は防火構造で、火を装置する床はコンクリート又はたたき土とすること。

（2）火器の上部には網目1平方センチメートル以下の金網をはり、可燃物との接触を防止すること。

2 前項に規定するもののほか、くん製設備の管理の基準については、第3条第2項第1号、第2号及び第5号の規定を準用する。

（簡易湯沸設備）

第11条 簡易湯沸設備（市長が別に定めるものに限る。）の位置及び構造は、次の各号に掲げる基準によらなければならない。

（1）天井、上方のたな等の可燃性の部分から40センチメートル以上の間隔を保つこと。ただし、これらの部分から15センチメートル以上離れた位置に不燃性の遮熱板又は屋外に通ずる排気筒を設けたときは、この限りでない。

（2）壁、柱等の可燃性の部分から4.5センチメートル以上の間隔を保つこと。

2 前項に規定するもののほか、簡易湯沸設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条（第1項第1号、第6号及び第10号から第17号まで並びに第2項第3号及び第5号並びに第3項を除く。）の規定を準用する。

（給湯湯沸設備）

第12条 前条に定める湯沸設備以外の湯沸設備（以下「給湯湯沸設備」という。）の位置及び構造は、次の各号に掲げる基準によらなければならない。

（1）天井、上方のたな等の可燃性の部分から60センチメートル以上の間隔を保つこと。ただし、これらの部分から15センチメートル以上離れた位置に屋外に通ずる防火上安全な措置を講じた排気筒を設けたときは、この限りでない。

（2）壁、柱等の可燃性の部分から15センチメートル以上の間隔を保つこと。

（3）発熱量6万キロカロリー毎時をこえる給湯湯沸設備のうち屋内に設けるものにあつては、前2号の規定にかかわらず、天井及び壁の当該設備に面する部分の仕上げを不燃材料又は準不燃材料とした室内に設け、かつ、天井又は可燃性の上方のたな等の部分から60センチメートル以上、壁又は可燃性の柱等の部分から15センチメートル以上の間隔を保つこと。

2 防火上安全な構造の給湯湯沸設備にあつては、前項に定める間隔によらないことができる。

3 前2項に規定するもののほか、給湯湯沸設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条（第1項第1号、第11号から第14号まで及び第17号並びに第2項第3号を除く。）の規定を準用する。

（掘ごたつ及びいろり）

第13条 掘ごたつの火床又はいろりの内面は、不燃材料で造り、又は被覆しなければならない。

2 掘ごたつ及びいろりの管理の基準については、第3条第2項第1号及び第4号の規定を準用する。

（火花を生ずる設備）

第14条 グラビヤ印刷機、ゴムプレッター、起毛機、反毛機その他その操作に際し、火花を生じ、かつ、可燃性の蒸気又は微粉を放出する設備（以下「火花を生ずる設備」という。）の位置、構造及び管理は、次の各号に掲げる基準によらなければならない。

（1）壁、天井（天井のない場合においては、屋根）及び床の火花を生ずる設備に面する部分の仕上げを不燃材料又は準不燃材料とした室内に設けること。

- (2) 静電気による火花を生ずるおそれのある部分に、静電気を除去する接地措置等を講ずること。
- (3) 可燃性の蒸気又は微粉を有効に除去する換気装置を設けること。
- (4) 火花を生ずる設備のある室内においては、常に、整理及び清掃に努めるとともに、火気を使用しないこと。

(変電設備)

第15条 屋内に設ける変電設備（全出力20キロワット以下のものを除く。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次の各号に掲げる基準によらなければならない。

- (1) 水が浸入し、又は浸透するおそれのない位置に設けること。
- (2) 可燃性若しくは腐蝕性の蒸気又はガスが発生し、又は滞留するおそれのない位置に設けること。
- (3) 不燃材料で造つた壁、柱、床及び天井（天井のない場合にあつては、はり及び屋根。以下同じ。）で区画され、かつ、窓及び出入口に甲種防火戸又は乙種防火戸を設けた室内に設けること。ただし、変電設備の周囲は、市長が別に定める空間を保有した場合は、この限りでない。
- (4) 屋外に通ずる有効な換気設備を設けること。
- (5) 見やすい箇所に変電設備である旨を表示した標識を設けること。
- (6) 変電設備のある室内には、係員以外の者を出入させないこと。
- (7) 変電設備のある室内は、常に、整理及び清掃に努めるとともに、油ぼろその他の可燃物を放置しないこと。
- (8) 定格電流の範囲内で使用すること。
- (9) 必要に応じ熟練者に設備の各部分の点検及び絶縁抵抗等の測定試験を行なわせ、不良箇所を発見したときは、直ちに補修させるとともに、その結果を記録しておくこと。
- (10) 変圧器、蓄電池その他の機器は、堅固に床、壁、支柱等に固定すること。

2 屋外に設ける変電設備（柱上及び道路上に設ける電気事業者用のものを除く。以下同じ。）にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造り、又はおおわれた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

3 屋外に設ける変電設備の構造及び管理の基準については、第1項第5号から第10号までの規定を準用する。

4 キュービクル式の変電設備で、消防長が、当該設備の位置、構造及び管理の状況から判断して、火災予防上支障がないと認めたものにあつては、前3項の規定によらないことができる。

(発電設備)

第16条 屋内に設ける内燃機関による発電設備の位置、構造及び管理は、次の各号に掲げる基準によらなければならない。

- (1) 容易に点検することができる位置に設けること。
  - (2) 防振のための措置を講じた床上又は台上に設けること。
  - (3) 排気筒は、外気に通ずる構造とすること。
  - (4) 発電機、燃料タンクその他の機器は、堅固に床、壁、支柱等に固定すること。
- 2 前項に規定するもののほか、屋内に設ける内燃機関による発電設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条第1項第17号及び第18号並びに前条第1項の規定を準用する。この場合において、第3条第1項第18号ウ中「たき口」とあるのは、「内燃機関」と読み替えるものとする。

(蓄電池設備)

第17条 屋内に設ける蓄電池設備（定格容量と電槽数の積の合計が4,800アンペアアワー・セル未満のものを除く。以下同じ。）の電槽は、耐酸性の床上又は台上に転倒しないように設けなければならない。ただし、アルカリ蓄電池を設ける床又は台は、耐酸性としないことができる。

2 前項に規定するもののほか、屋内に設ける蓄電池設備の位置、構造及び管理の基準については、第14条第4号並びに第15条第1項第1号及び第3号から第6号までの規定を準用する。

(ネオン管灯設備)

第18条 ネオン管灯設備の位置、構造及び管理は、次の各号に掲げる基準によらなければならない。

- (1) 点滅装置は、低圧側の容易に点検できる位置に設けるとともに、不燃材料で造つたおおいを設けること。ただし、無接点継電器を使用するものにあつては、この限りでない。
- (2) 変圧器を雨のかかる場所に設ける場合にあつては、屋外用のものを用い、導線引出部が下向きとなるように設けること。ただし、雨水の浸透を防止するために有効な措置を講じたときは、この限りでない。
- (3) 支わくその他ネオン管灯に近接する取付材には、木材（難燃合板を除く。）又は合成樹脂（難燃性のものを除く。）を用いないこと。
- (4) 壁等を貫通する部分の碍管は、壁等に固定すること。
- (5) 電源の開閉器は、容易に操作しやすい位置に設けること。
- (6) 各部分の点検を常に行ない、不良箇所を発見したときは、直ちに補修すること。

(舞台装置等の電気設備)

第19条 舞台装置若しくは展示装飾のために使用する電気設備又は工事、農事等のために一時的に使用する電気設備（以下「舞台装置等の電気設備」という。）の位置及び構造は、次の各号に掲げる基準によらなければならない。

- (1) 舞台装置又は展示装飾のために使用する電気設備
  - ア 電灯は、可燃物を過熱するおそれのない位置に設けること。
  - イ 電灯の充電部分は、露出させないこと。
  - ウ 電灯又は配線は、著しく動揺し、又は脱落しないように取り付けること。
  - エ アークを発生する設備は、不燃材料で造ること。
  - オ 一つの電線を二つ以上の分岐回路に使用しないこと。
- (2) 工事、農事等のために一時的に使用する電気設備
  - ア 分電盤、電動機等は、雨雪、土砂等により障害を受けるおそれのない位置に設けること。
  - イ 残置灯設備の電路には、専用の開閉器を設け、かつ、ヒューズを設ける等自動遮断の措置を講ずること。

2 舞台装置等の電気設備の管理の基準については、第15条第1項第7号から第10号までの規定を準用する。

(避雷設備)

第20条 避雷設備は、架空電線、ネオン管灯設備、アンテナ等の間に1メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、接地を施した金属板又は金網等により、静電的しやへいを有効に施した場合、この限りでない。

2 避雷設備の管理については、第15条第1項第9号の規定を準用する。

(水素ガスを充てんする気球)

第21条 水素ガスを充てんする気球の位置、構造及び管理は、次の各号に掲げる基準によらなければならない。

- (1) 煙突その他火気を使用する施設の付近において掲揚し、又はけい留しないこと。
- (2) 建築物の屋上で掲揚しないこと。ただし、屋根が不燃材料で造つた陸屋根で、その最少幅員が気球の直径の2倍以上である場合においては、この限りでない。
- (3) 掲揚に際しては、掲揚綱と周囲の建築物又は工作物との間に水平距離10メートル以上の空間を保有するとともに、掲揚綱の固定箇所にはさく等を設け、かつ、立入を禁止する旨を標示すること。ただし、前号ただし書の規定により建築物の屋上で掲揚する場合においては、この限りでない。
- (4) 気球の容積は、15立方メートル以下とすること。ただし、観測又は実験のために使用する気球については、この限りでない。

- (5) 風圧又は摩擦に対し十分な強度を有する材料で造ること。
- (6) 気球に付設する電飾は、気球から3メートル以上離れた位置に取り付け、かつ、充電部分が露出しない構造とすること。ただし、過熱又は火花が生じないように必要な措置を講じたときは、気球から1メートル以上離れた位置に取り付けることができる。
- (7) 前号の電飾に使用する電線は、断面積が0.75平方ミリメートル以上（文字網の部分に使用するものにあつては、0.5平方ミリメートル以上）のものを、長さ1メートル以下（文字網の部分に使用するものにあつては、0.6メートル以下）ごと及び分岐点の付近において支持すること。
- (8) 気球の地表面に対する傾斜角度が45度以下となるような強風時においては、掲揚しないこと。
- (9) 水素ガスの充てん又は放出については、次に定めるところによること。
  - ア 屋外の通風のよい場所で行なうこと。
  - イ 操作者以外の者が近接しないように適当な措置を講ずること。
  - ウ 電飾を付設するものにあつては、電源を遮断して行なうこと。
  - エ 摩擦又は衝撃を加える等粗暴な行為をしないこと。
  - オ 水素ガスの充てんに際しては、気球内に水素ガス又は空気が残存していないことを確かめた後減圧器を使用して行なうこと。
- (10) 水素ガスが90容量パーセント以下となつた場合においては詰替えを行なうこと。
- (11) 掲揚中又はけい留中においては、看視人を置くこと。ただし、建築物の屋上その他公衆の立ち入るおそれのない場所で掲揚し、又はけい留する場合にあつては、この限りでない。
- (12) 多数の者が集合している場所において運搬その他の取扱いを行なわないこと。

第2節 火を使用する器具及びその使用に際し、火災の発生のおそれのある器具の取扱いの基準  
(液体燃料を使用する器具)

第22条 液体燃料を使用する器具の取扱いは、次の各号に掲げる基準によらなければならない。

- (1) 器具の構造等に応じ、可燃物から市長が定める距離を保つこと。
- (2) 可燃性のガス又は蒸気が滞留するおそれのない場所で使用すること。
- (3) 容易に可燃物が落下するおそれのない場所で使用すること。
- (4) 地震等により容易に転倒又は落下するおそれのないような状態で使用すること。
- (5) 不燃性の床上又は台上で使用すること。ただし、防火上安全な構造の器具については、この限りでない。
- (6) 故障し、又は破損したものを使用しないこと。
- (7) 本来の使用目的以外に使用する等不適當な使用をしないこと。
- (8) 本来の使用燃料以外の燃料を使用しないこと。
- (9) 器具の周囲は、常に、整理及び清掃に努めるとともに、燃料その他の可燃物を放置しないこと。
- (10) 燃料漏れがないことを確認してから点火すること。
- (11) 使用中は、器具を移動させ、又は燃料を補給しないこと。
- (12) 漏れ、又はあふれた燃料を受けるための皿を設けること。

2 液体燃料を使用する器具のうち移動式のストーブにあつては、前項に規定するもののほか、地震等により自動的に消火する装置又は自動的に燃料の供給を停止する装置を設けたものを使用しなければならない。

(固体燃料を使用する器具)

第23条 固体燃料を使用する器具の取扱いは、次の各号に掲げる基準によらなければならない。

- (1) 火鉢にあつては、底部に、遮熱のための空間を設け、又は砂等を入れて使用すること。

- (2) 置きごたつにあつては、火入容器を金属以外の不燃材料で造つた台上に置いて使用すること。
- 2 前項に規定するもののほか、固体燃料を使用する器具の取扱いの基準については、前条第1項第1号から第9号までの規定を準用する。

(気体燃料を使用する器具)

第24条 気体燃料を使用する器具に接続する金属管以外の管は、3メートル以内としなければならない。

- 2 前項に規定するもののほか、気体燃料を使用する器具の取扱いの基準については、第22条第1項第1号から第10号までの規定を準用する。

(電気を熱源とする器具)

第25条 電気を熱源とする器具の取扱いは、次の各号に掲げる基準によらなければならない。

- (1) 通電した状態で放置しないこと。
- (2) 安全装置は、取りはずし、又はその器具に不適合なものと取り替えないこと。
- 2 前項に規定するもののほか、電気を熱源とする器具の取扱いの基準については、第22条第1項第1号から第7号まで及び第9号の規定(器具の表面に可燃物が触れた場合に当該可燃物が発火するおそれのない器具にあつては、同項第2号及び第5号から第7号までの規定に限る。)を準用する。

(使用に際し火災の発生のおそれのある器具)

第26条 火消つばその他使用に際し火災の発生のおそれのある器具の取扱いの基準については、第22条第1項第1号から第7号まで及び第9号の規定を準用する。

### 第3節 火の使用に関する制限等

(喫煙等)

第27条 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂又は集会場(以下「劇場等」という。)の舞台、客席その他火災が発生した場合に人命に危険を生ずるおそれのある場所で消防長が指定する場所においては、喫煙し、若しくは裸火を使用し、又は当該場所に火災予防上危険な物品を持ち込んではない。ただし、上演のために特に必要な場合において消防長が火災予防上支障がないと認めるときは、この限りでない。

- 2 前項の消防長が指定する場所には、客席の前面その他見やすい箇所に「禁煙」、「火気厳禁」又は「危険物品持込み厳禁」と表示した標識を2個以上設けなければならない。この場合において、標識の色は、地を赤色、文字を白色とするものとする。

3 第1項の消防長が指定する場所を有する劇場等には、階ごとに喫煙所を設けてその旨を表示し、適当な数の吸殻容器を置かななければならない。

4 前項の喫煙所には、客席及び廊下(通行の用に供しない部分を除く。)以外の場所に設けるものとし、その床面積の合計は、客席の床面積の合計の30分の1以上としなければならない。

5 第1項の消防長の指定する場所の関係者は、当該場所で喫煙し、若しくは裸火を使用し、又は当該場所に火災予防上危険な物品を持ち込もうとしている者があるときは、これを制止しなければならない。

(防災処理)

第28条 キヤバレー、カフェー、ナイトクラブ、飲食店その他これらに類するもの(以下「キヤバレー等」という。)、劇場等、百貨店又はマーケットで使用する造花、その他の装飾用品で難燃性でないものは、防災処理を施さなければならない。

(たき火)

第29条 引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の近くにおいては、たき火をしてはならない。

- 2 たき火をする場合においては、消火の準備をし、かつ、十分な監視を行わなければならない。

(空地の管理)

第30条 空地の所有者、管理者又は占有者は、当該空地の枯草等の燃焼のおそれのある物件を除去し、火災の発生のおそれのないよう管理しなければならない。

(がん具用煙火)

第31条 がん具用煙火は、火災予防上支障のある場所で消費してはならない。

2 がん具用煙火を貯蔵し、又は取り扱う場合においては、ふたのある不燃性の容器に入れるか、又は防災処理を施したおおいをするとともに、炎、火花又は高温体との接近を避けなければならない。

(化学実験室等)

第32条 化学実験室、薬局等において危険物その他これに類する物品を貯蔵し、又は取り扱う場合においては、第35条及び第36条第3号から第19号までの規定に準じて取り扱わなければならない。

(作業中の防火管理)

第33条 ガス若しくは電気による溶接作業、グラインダー等による火花を發する作業、トーチランプ等による加熱作業、アスファルト等の溶解作業又は鋸打作業(以下「溶接作業等」という。)は、引火性又は爆発性の物品の付近においてこれをしてはならない。

2 溶接作業等を行なう場合は、火災予防上必要な監視のもとで行ない、火花の飛散、接炎等による火災の発生を防止するため、湿砂の散布、散水、不燃材料による遮熱又は可燃性の物品の除去及び作業後の点検等を行わなければならない。

3 消防法施行令(昭和36年政令第37号。以下「令」という。)別表第1に掲げる防火対象物(同表(18)項から(20)項までに掲げるものを除く。第61条及び第63条において同じ。)又はこれらの防火対象物の用途に供するため工事中の建築物その他の工作物において、可燃性の蒸気若しくはガスを著しく発生する物品を使用する作業又は爆発性若しくは可燃性の粉じんを著しく発生する作業を行なう場合は、火災予防上必要な監視のもとで行ない、換気又は除じん、火気の制限、消火用具の準備、作業後の点検等を行わなければならない。

4 前3項に定める作業現場においては、火災予防上安全な場所に吸殻容器を設け、当該場所以外の場所では喫煙してはならない。

#### 第4節 火災に関する警報の発令中における火の使用の制限

(火災に関する警報が発令中における火の使用の制限)

第34条 火災に関する警報が発せられた場合における火の使用については、次の各号に定めるところによらなければならない。

- (1) 山林、原野等において火入れをしないこと。
- (2) 煙火を消費しないこと。
- (3) 屋外において火遊び又はたき火をしないこと。
- (4) 屋外においては、引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の付近で喫煙をしないこと。
- (5) 残火(たばこの吸殻を含む。)取灰又は火粉を始末すること。
- (6) 屋内において裸火を使用するときは、窓、出入口等を閉じて行なうこと。

#### 第4章 指定数量未満の危険物、準危険物及び特殊可燃物の貯蔵又は取扱いの技術上の基準

##### 第1節 指定数量未満の危険物の貯蔵又は取扱いの基準

(指定数量未満の危険物の貯蔵又は取扱いの基準)

第35条 法別表で定める数量(以下「指定数量」という。)未満の危険物の貯蔵又は取扱いは、次の各号に掲げる技術上の基準によらなければならない。

- (1) 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所においては、火気を使用しないこと。

- (2) 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所においては、常に、整理及び清掃に努めるとともに、空箱その他の不必要な可燃物を放置しないこと。
- (3) 危険物が漏れ、あふれ、又は飛散しないようにすること。
- (4) 危険物を容器に収納して貯蔵し、又は取り扱うときは、その容器は、当該危険物の性質に適応し、かつ、破損、腐蝕、さけめ等がないものであること。
- (5) 危険物を収納した容器を貯蔵し、又は取り扱う場合においては、転倒させ、落下させ、衝撃を加え、又は引きずる等粗暴な行為をしないこと。
- (6) 危険物を収納した容器を貯蔵し、又は取り扱うときは、地震等により、容易に容器が転落し、若しくは転倒し、又は他の落下物により損傷を受けないようにすること。

第36条 指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物の貯蔵又は取扱いは、前条に定めるもののほか、次の各号に掲げる技術上の基準によらなければならない。

- (1) 危険物を屋外において貯蔵し、又は取り扱う場所の周囲には、次の表の容器の種類及び貯蔵し、又は取り扱う数量の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ空地の幅の欄に掲げる幅の空地を保有するか、又は防火上有効なへいを設けること。ただし、開口部のない耐火構造若しくは防火構造の壁又は不燃材料で造った壁に面するときは、この限りでない。

容器の種類	貯蔵し、又は取り扱う数量	空地の幅
タンク又は鋼製ドラムの場合	指定数量の2分の1以上指定数量未満	1メートル以上
その他の場合	指定数量の5分の1以上2分の1未満	1メートル以上
	指定数量の2分の1以上指定数量未満	2メートル以上

- (2) 危険物を屋内において貯蔵し、又は取り扱う場合においては、次に掲げる構造の室内において行なうこと。
  - ア 壁、柱、床及び天井は、不燃材料で造られ、又はおおわれたものであること。この場合において、第6類の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合は、危険物に侵されるおそれのある部分をアスファルトその他腐食し難い材料で被覆することができる。
  - イ 開口部には、甲種防火戸又は乙種防火戸を設けること。
  - ウ 可燃性の蒸気又は可燃性の微粉の発生が著しい場合は、当該蒸気等を排出する設備を設けること。
- (3) 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所においては、当該危険物の性質に応じて遮光又は換気を行なうこと。
- (4) 危険物の性質に応じた適当な温度又は湿度を保つように取り扱うこと。
- (5) 危険物の変質、異物の混入等により、当該危険物の危険性が増大しないように措置を講ずること。
- (6) 危険物が残存し、又は残存しているおそれのある設備、機械、器具、容器等を修理する場合には、安全な場所において危険物を完全に除去した後に行なうこと。
- (7) 危険物又は危険物のくず、かす等を廃棄するときは、それらの性質に応じ、安全な場所において、他の危害又は損害を及ぼすおそれのない方法により行なうこと。
- (8) 危険物をタンクへ収納する場合は、当該タンクの容量をこえないこと。
- (9) 危険物を容器へ収納し、又は詰め替える場合は、危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）別表第3に掲げる運搬容器及び収納の基準に適合するように行なうこと。ただし、火災予防上支障がないと認められるときは、この限りでない。
- (10) 可燃性の液体、可燃性の蒸気若しくは可燃性のガスが漏れ若しくは滞留するおそれのある場所又は可燃性の微粉が著しく浮遊するおそれのある場所においては、電線と電気器具とを完全に接続し、かつ、火花を発生する機械器具、工具、履物等を使用しないこと。

- (11) 接触又は混合により発火するおそれのある危険物と危険物その他の物品とは、相互に近接して置かないこと。ただし、接触又は混合しないような措置を講じた場合は、この限りでない。
- (12) 危険物を加熱し、又は乾燥させるときは、危険物の温度が局部的に上昇しない方法で行なうこと。
- (13) 危険物を保護液中に保存する場合においては、当該危険物が保護液中から露出しないようにすること。
- (14) 危険物を詰替えは、防火上安全な場所で行なうこと。
- (15) 吹付塗装作業は、防火上有効な隔壁で区画された場所等安全な場所で行なうこと。
- (16) 焼入れ作業は、危険物が危険な温度に達しないようにして行なうこと。
- (17) 染色又は洗浄の作業は、可燃性の蒸気の換気をよくして行なうとともに、廃液を安全に処理すること。
- (18) バーナーにより危険物を消費するとき、バーナーの逆火を防ぎ、かつ、危険物があふれないようにすること。
- (19) 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所には、危険物を貯蔵し、又は取り扱っている旨並びに危険物の品名及び最大数量を記載した標識を設けること。
- (20) 危険物を取り扱う機械器具その他の設備（タンクを除く。）については、次に定めるところによること。
- ア 危険物の漏れ、あふれ又は飛散を防止することができる構造とし、又は装置を設けること。
- イ 危険物を取り扱う配管は、金属管、陶管等耐熱性を有する管を用いること。
- ウ 危険物を加熱し、又は乾燥する設備は、直火を用いない構造とすること。ただし、当該設備が防火上安全な場所に設けられているとき、又は当該設備に火災を防止するための付帯設備を設けたときは、この限りでない。
- エ 危険物を加圧する設備又はその取り扱う危険物の圧力が上昇するおそれのある設備には、有効な圧力計及び安全装置を設けること。
- オ 引火性の熱媒体を使用する設備にあつては、その各部分を熱媒体又はその蒸気が漏れない構造とするとともに、当該設備に設ける安全装置は、熱媒体又はその蒸気を火災予防上安全な場所に導く構造とすること。
- (21) 危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンク（地下に埋設するタンク及び車両に固定されたタンクを除く。）については、次に定めるところによること。
- ア 次の表の左欄に掲げるタンクの容量の区分に応じ、それぞれ同表右欄に掲げる板厚の鋼板又はこれと同等以上の強度を有する金属板で気密に作るとともに、圧力タンク以外のタンクにあつては水張りによつて、圧力タンクにあつては最大常用圧力の1.5倍の圧力によつて、漏れ、又は変形しないものであること。
- | タンクの容量                 | 板厚           |
|------------------------|--------------|
| 40 リットル以下              | 1.0 ミリメートル以上 |
| 40 リットルをこえ 100 リットル以下  | 1.2 ミリメートル以上 |
| 100 リットルをこえ 250 リットル以下 | 1.6 ミリメートル以上 |
| 250 リットルをこえるもの         | 2.0 ミリメートル以上 |
- イ 外面にさび止めのための措置を講ずること。ただし、アルミニウム合金、ステンレス鋼その他さびにくい材質で造られたタンクにあつては、この限りでない。
- ウ 圧力タンクにあつては有効な安全装置を、圧力タンク以外のタンクにあつては有効な通気管又は通気口を設けること。
- エ 引火点40度以下の危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンクにあつては、通気管又は通気口に引火を防止するための措置を講ずること。

- オ 注入口は、火災予防上支障のない場所に設けること。
- カ 地震等により容易に転倒又は落下しないように設けること。
- キ 見やすい位置に容量を覚知することができる装置（ガラス管等を用いるものを除く。）を設けること。
- ク タンクの配管は、金属管、陶管等耐熱性を有する材料で作られた管を用いること。
- ケ タンクの配管には、タンク直近の容易に操作できる位置に開閉弁を設けること。
- コ タンクの配管には、地震等により当該配管とタンクとの結合部分に損傷を与えないように措置を講ずること。

(22) 危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンクのうち地下に埋設するタンクについては、前号イからオまで、キ及びクの規定によるほか、次に定めるところによること。

- ア 地盤面に設けられたコンクリート造等のタンク室に設置するか、又はアスファルトルーフィング、アスファルトプライマー、モルタル等を用いて有効に被覆すること。ただし、腐食し難い材質で作られたタンクにあつては、この限りでない。
- イ 厚さ3.2ミリメートル以上の鋼板又はこれと同等以上の強度を有する金属板若しくはこれと同等以上の性能を有するガラス繊維強化プラスチックで気密に作るとともに、圧力タンク以外のタンクにあつては0.7重量キログラム毎平方センチメートルの圧力によつて、圧力タンクにあつては最大常用圧力の1.5倍の圧力によつて、漏れ、又は変形しないものであること。
- ウ 自動車等による上部からの荷重を受けるおそれのあるタンクにあつては、当該タンクに直接荷重がかからないようにふたを設けること。
- エ 浸水等によりタンクが浮上するおそれのある場合は、堅固な基礎の上に固定すること。
- オ 地下にある配管のねじ接続による連結部（通気管の連結部を除く。）は、漏れを点検できるようにふたのあるコンクリート造の箱に納めること。

(23) 危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンクのうち車両に固定されたタンク（以下「移動タンク」という。）については、次によること。

- ア 厚さ3.2ミリメートル以上の鋼板又はこれと同等以上の強度を有する金属板で気密に作るとともに、圧力タンク以外のタンクにあつては0.7重量キログラム毎平方センチメートルの圧力によつて、圧力タンクにあつては最大常用圧力の1.5倍の圧力によつて、漏れ、又は変形しないものであること。
- イ 常用圧力が0.2重量キログラム毎平方センチメートル以下の移動タンクにあつては0.2重量キログラム毎平方センチメートルをこえ0.24重量キログラム毎平方センチメートル以下の範囲の圧力で、常用圧力が0.2重量キログラム毎平方センチメートルをこえる移動タンクにあつては常用圧力の1.1倍以下の圧力で作動する安全装置を設けること。
- ウ マンホール、注入口、安全装置等の付属装置がその上部に突出している移動タンクには、当該タンクの転倒等による当該付属装置の損傷を防止するための防護枠を設けること。
- エ マンホール及び注入口のふたは、厚さ3.2ミリメートル以上の鋼板又はこれと同等以上の強度を有する金属板で作ること。
- オ 外面にさび止めのための措置を講ずること。ただし、アルミニウム合金、ステンレス鋼その他さびにくい材質で作られた移動タンクにあつては、この限りでない。
- カ 移動タンクには、0.3メートル平方の地が黒色の板に黄色の反射塗料その他反射性を有する材料で「危」と表示した標識を見やすい箇所に設けること。

第37条 指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物の貯蔵又は取扱いは、前2条に定めるもののほか、危険物の類ごとに、次の各号に掲げる技術上の基準によらなければならない。

- (1) 第1類の危険物にあつては、可燃物との接触若しくは混合、分解を促す物品との接近又は災害をおこすおそれのある過熱、衝撃若しくは摩擦を避けるとともに、過酸化物質にあつては、水との接触を避けること。

- (2) 第2類の危険物にあつては、酸化物との接触若しくは混合、炎、火花若しくは高温体との接近又は過熱を避けるとともに、金属粉A及び金属粉Bについては、水又は酸との接触を避けること。
  - (3) 第3類の危険物にあつては、水との接触を避けること。
  - (4) 第4類の危険物にあつては、炎、火花又は高温体との接近を避けるとともに、蒸気を発生させないこと。
  - (5) 第5類の危険物にあつては、炎、火花若しくは高温体との接近、過熱、衝撃又は摩擦を避けること。
  - (6) 第6類の危険物にあつては、可燃物との接触又は分解を促す物品との接近を避けること。
- 2 前項の基準は、危険物を貯蔵し、又は取り扱うにあつて、同項の基準によらないことが通常である場合において、適用しない。この場合において、当該貯蔵又は取扱いについては、災害の発生を防止するために十分な措置を講じなければならない。

(品名を異にする危険物)

第38条 品名を異にする2以上の危険物を同一の場所で貯蔵し、又は取り扱う場合において、当該貯蔵又は取扱いに係る危険物の品名ごとの数量をそれぞれの指定数量の5分の1の数量で除し、その商の和が1となるときは、当該場所は指定数量の5分の1の危険物を貯蔵し、又は取り扱つてゐるものとみなす。

#### 第2節 準危険物の貯蔵又は取扱いの基準

(準危険物の貯蔵又は取扱いの基準)

第39条 別表第3で定める数量の100倍以上の令別表第2で定める危険物に準ずる可燃性の物品(以下「準危険物」という。)の貯蔵又は取扱いは、次の各号に掲げる技術上の基準によらなければならない。

- (1) 準危険物を屋内において貯蔵し、又は取り扱う場合においては、壁、柱、床及び天井を不燃材料で造つた室内において行なうこと。ただし、その周囲に幅1メートル以上の空地を保有するか、又は防火上有効な隔壁を設けた建築物その他の工作物内にあつては、壁、柱、床及び天井を不燃材料でおつた室内において、貯蔵し、又は取り扱うことができる。
  - (2) 準危険物を貯蔵し、又は取り扱う屋外の周囲には、幅3メートル以上(タンクにおいて貯蔵し、又は取り扱う場合にあつては、2メートル以上)の空地を保有するか、又は防火上有効なへいを設けること。
- 2 前項に規定するもののほか、別表第3で定める数量以上の準危険物の貯蔵又は取扱いの技術上の基準については、前4条(第36条第9号を除く。)の規定を準用する。

#### 第3節 特殊可燃物の貯蔵又は取扱いの基準

(特殊可燃物の貯蔵又は取扱いの基準)

第40条 別表第4で定める数量以上の同表の品名欄に掲げる物品(以下「特殊可燃物」という。)の貯蔵又は取扱いは、次の各号に掲げる技術上の基準によらなければならない。

- (1) 特殊可燃物を貯蔵し、又は取り扱う場所においては、火気を使用しないこと。
- (2) 特殊可燃物を貯蔵し、又は取り扱う場所においては、常に、整理及び清掃に努めること。この場合において、危険物及び準危険物と区分して整理すること。
- (3) 特殊可燃物のくず、かす等は、当該特殊可燃物の性質に応じ1日1回以上安全な場所において廃棄し、又は処分すること。
- (4) 特殊可燃物を集積する場合においては、集積場所の面積50平方メートル以下ごとに区分して集積し、かつ、相互に1メートル以上の間隔を保つこと。ただし、特殊可燃物の性質又は形状、集積場所の面積等によりこれにより難い場合において火災予防上支障がないと認められるときは、集積場所の面積200平方メートル以下ごとに区分して集積することができる。

- (5) 特殊可燃物を貯蔵し、又は取り扱う場所には、特殊可燃物を貯蔵し、又は取り扱っている旨並びに特殊可燃物の品名及び最大数量を記載した標識を設けること。

#### 第5章 消防用設備等の技術上の基準の付加

##### (消火器具に関する基準)

第41条 令第10条第1項に定めるもののほか、次の各号に掲げる防火対象物には、令別表第4において、その消火に適応するものとされる消火器又は簡易消火用具（以下「消火器具」という。）を当該防火対象物の階ごと、又はその場所に1ヶ以上設けなければならない。

- (1) 令別表第1各項に掲げる防火対象物のうち主要構造部が木造で3階以上の階を居室の用途に供するもの。
  - (2) 令別表第1(3)項、(5)項、(12)項及び(13)項イに掲げる防火対象物のうち主要構造部が木造で延面積が100平方メートル以上のもの。
  - (3) 令別表第1(16)項に掲げる防火対象物で延面積が300平方メートル以上のもの。
  - (4) 火花を生ずる設備のある場所
  - (5) 変電設備、発電設備その他これらに類する電気設備のある場所
  - (6) 鍛冶場、ボイラー室、乾燥室、その他多量の火気を使用する場所
  - (7) 核燃料物質又は放射性同位元素を貯蔵し、又は取り扱う場所
- 2 前項第1号及び第2号に定めるものに設ける消火器具は、その場所の各部分から一の消火器具にいたる歩行距離が20メートル以下となるように配置し、同項第3号に定めるものに設ける消火器具はその用途のいずれかに該当する部分ごとに、同項第4号から第7号までに定める場所に設ける消火器具はその場所ごとに設けなければならない。
- 3 第1項の規定により設ける消火器具は令第10条第2項並びに消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号。以下「規則」という。）第8条第1項、第2項、第9条並びに第11条の規定の例により設置し、及び維持しなければならない。
- 4 第1項及び令第10条第1項の規定により設ける消火器具は寒冷時において消火剤が凍結し、又はその性能が著しく減退するおそれのないものでなければならない。ただし、保護のため有効な措置を講じたときはこの限りでない。

##### (大型消火器に関する基準)

第42条 令別表第1各項に掲げる防火対象物に存する場所のうち、次の各号に掲げる場所には、令別表第4において、その消火に適応するものとされる大型消火器を、当該場所の各部分から一の大型消火器に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けなければならない。

- (1) 不燃液機器又は乾式機器を使用する特別高圧変電設備のある場所
  - (2) 全出力500キロワット以上1,000キロワット未満の高圧変電設備のある場所
  - (3) 全出力500キロワット以上1,000キロワット未満の発電設備のある場所
- 2 前項の規定により設ける大型消火器は、令第10条第2項並びに規則第7条第2項、第8条第3項、第9条及び第11条の規定の例により設置し、及び維持しなければならない。

##### (屋内消火栓設備に関する基準)

第43条 次の各号に掲げる防火対象物又はその部分には、屋内消火栓設備を設けなければならない。

- (1) 令別表第1(16)項に掲げる防火対象物で、主要構造部を耐火構造とし、かつ、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料、準不燃材料若しくは難燃材料とした防火対象物にあつては延面積が3,000平方メートル以上、主要構造部を耐火構造としたその他の防火対象物又は建築基準法第2条第9号の3イ若しくはロのいずれかに該当し、かつ、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料、準不燃材料若しくは難燃材料とした防火対象物にあつては延べ面積が2,000平方メートル以上、その他の防火対象物にあつては延べ面積が1,000平方メートル以上のもの。

- (2) 令別表第1各項に掲げる防火対象物で、地階を除く階数が5以上のもの（主要構造部が耐火構造であるか、若しくは不燃材料で造られているもので、5階以上の階の部分の床面積の合計が100平方メートル以下のもの、又は主要構造部が耐火構造であるもので、5階以上の部分が床面積の合計100平方メートル以内ごとに耐火構造の床若しくは壁又は甲種防火戸若しくは乙種防火戸で区画されているものを除く。）
- 2 前項の規定により設ける屋内消火栓設備は、令第11条第3項及び第4項並びに規則第12条の規定の例により設置し、及び維持しなければならない。
- 3 第1項又は令第11条第1項及び第2項の規定により地階を除く階数が5以上の防火対象物に設ける屋内消火栓設備の水源は、2個以上の屋内消火栓を同時に使用した場合に、20分間放水することができる量以上の量となるように設けなければならない。
- 4 第1項又は令第11条第1項及び第2項の規定により設ける屋内消火栓設備（地階を除く階数が4以下の防火対象物に設けるもので各階の屋内消火栓の設置個数がいずれも2個未満であるものを除く。）には、非常電源を付置しなければならない。  
（スプリンクラー設備に関する基準）

第44条 次の各号に掲げる防火対象物の階には、スプリンクラー設備を設けなければならない。

- (1) 令別表第1(12)項ロに掲げる防火対象物の階で、主たる用途に供する部分の床面積が、地階、無窓階又は4階以上の階にあつては300平方メートル以上、その他の階にあつては500平方メートル以上のもの
- (2) 令別表第1(2)項及び(3)項ロに掲げる防火対象物の2以上の階のうち、地階、無窓階又は4階以上の階に達する吹抜け部分を共有するもので主たる用途に供する部分の床面積の合計が、同表(2)項に掲げるものにあつては1,000平方メートル以上、同表(3)項ロに掲げるものにあつては、1,500平方メートル以上のもの
- (3) 令別表第1(5)項ロ、(7)項、(8)項、(12)項イ及び(14)項に掲げる防火対象物の地階又は無窓階で主たる用途に供する部分の床面積が2,000平方メートル以上のもの
- (4) 令別表第1(16)項イに掲げる建築物の地階又は無窓階で主たる用途に供する部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上のもの
- (5) 令別表第1各項に掲げる防火対象物の階で地盤面からの高さが31メートルをこえるもの。ただし、令別表第1(5)項ロに掲げる共同住宅で各戸を区画する壁及び床を耐火構造とし、開口部に甲種防火戸（面積1平方メートル以下の開口部にあつては乙種防火戸を含む。）を設けたものを除く。
- 2 前項の規定により設けるスプリンクラー設備は、令第12条第2項及び第3項の規定の例により設置し、維持しなければならない。
- 3 第1項又は令第12条第1項（令第12条第2項第7号に規定するものを除く。）の規定により設けるスプリンクラー設備には、双口型の送水口を設けなければならない。
- 4 第1項又は令第12条第1項の規定により設けるスプリンクラー設備には、非常電源を付置しなければならない。  
（水噴霧消火設備等に関する基準）

第45条 次の表の左欄に掲げる防火対象物又はその部分の区分に応じ、それぞれ当該右欄に掲げる消火設備を設けなければならない。

防火対象物又はその部分	消火設備
令別表第1(13)項イに掲げる防火対象物又はその部分のうち、次の各号に掲げるもの (1) 吹抜け部分を共有する防火対象物の2以上の階で、駐車のに供する部分の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	水噴霧消火設備、泡消火設備、不燃性ガス消火設備又は粉末消火設備のうちいずれか一つ

(2) 機械装置により車両を昇降させる構造の防火対象物で、車両の収容台数が10以上のもの (3) 防火対象物の屋上の部分で、駐車のに供する部分の面積が200平方メートル以上のもの	
令別表第1(12)項イに掲げる防火対象物の階のうち、自動車修理工場の用途に供するもので、主たる用途に供する部分の床面積が、地階又は2階以上の階にあつては200平方メートル以上、1階にあつては500平方メートル以上のもの	
令別表第1各項に掲げる防火対象物に存する場所のうち、油入機器を使用する特別高圧変電設備、無人変電設備又は全出力1,000キロワット以上の発電設備及び変電設備のある場所	水噴霧消火設備、不燃性ガス消火設備又は粉末消火設備のうちいずれか一つ
令別表第1各項に掲げる防火対象物の、冷凍室又は冷蔵室部分で、床面積の合計が500平方メートル以上のもの	不燃性ガス消火設備
令別表第1各項に掲げる防火対象物の屋上の部分で回転翼航空機の屋上の部分で回転翼航空機の発着場の用途に供するもの	泡消火設備

2 前項の規定により無人変電設備のある場所における水噴霧消火設備、不燃性ガス消火設備又は粉末消火設備は移動式以外のものとし、かつ、自動式起動装置を設けなければならない。

3 前項に規定するもののほか、第1項の規定により設ける水噴霧消火設備、泡消火設備、不燃性ガス消火設備又は粉末消火設備は、令第14条から第16条まで及び第18条並びに規則第16条から第19条まで及び第21条の規定の例により設置し、及び維持しなければならない。

4 第1項又は令第13条第1項の規定により設ける水噴霧消火設備、泡消火設備、不燃性ガス消火設備又は粉末消火設備には、非常電源を付置しなければならない。

(屋外消火栓設備に関する基準)

第46条 令第19条第1項及び第2項の規定により設ける屋外消火栓設備の放水器具を格納する箱の扉は雨水の浸入又は凍結により、その開閉に支障を生じないような構造としなければならない。

2 前項の規定による放水用器具は、長さ20メートルのホース2本以上及び筒先1本以上とすること。

(自動火災報知設備に関する基準)

第47条 次の各号に掲げる防火対象物又はその部分には、自動火災報知設備を設けなければならない。

(1) 令別表第1各項に掲げる防火対象物で、収容人員が50人以上のものうち、多衆用調理室、ボイラー室、電気室その他これらに類するもの

(2) 令別表第1(5)項イに掲げる防火対象物(主要構造部を耐火構造としたもの又は建築基準法第2条第9号の3イ若しくはロのいずれかに該当するものを除く。)で、延面積が150平方メートル以上のもの

(3) 令別表第1(5)項ロに掲げる防火対象物(主要構造部を耐火構造としたもの又は建築基準法第2条第9号の3イ若しくはロのいずれかに該当するものを除く。)で、延面積が200平方メートル以上のもの

(4) 令別表第1(16)項に掲げる防火対象物(主要構造部を耐火構造としたもの又は建築基準法第2条第9号の3イ若しくはロのいずれかに該当するものを除く。)のうち、同表(1)項から(4)項まで、(12)項及び(14)項に掲げる用途に供する部分の上階を同表(5)項に掲げる用途に供するもので、延べ面積が300平方メートル以上のもの

(5) 令別表第1(16)項ロに掲げる防火対象物で主要構造部を耐火構造とし、かつ、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料、準不燃材料又は難燃材料とした防火対象物にあつては延面

積が2,000平方メートル以上、その他の防火対象物にあつては延面積が1,000平方メートル以上のもの

- 2 前項の規定により設ける自動火災報知設備は、令第21条第2項及び第3項並びに規則第23条、第24条及び第24条の2の規定の例により設置し、維持しなければならない。
- 3 第1項及び令第21条の規定により設ける自動火災報知設備の受信機、発信機及び音響装置等を屋外又は開放廊下に設ける場合は、その機能を確保するため防水ボックス又はこれと同等以上の効果を有するもので保護しなければならない。ただし、音響装置については、その機能を妨げない方法で保護すること。

(漏電火災警報器に関する基準)

第48条 令別表第1(1)項に掲げる防火対象物で延面積が150平方メートル以上のものには、漏電火災警報器を設けなければならない。

- 2 前項の規定により設ける漏電火災警報器は、令第22条の規定の例により設置し、及び維持しなければならない。
- 3 第1項に掲げるもののほか、令別表第1各項に掲げる防火対象物のうち、設備容量10キロボルトアンペア以上のネオン管灯設備のあるものには、漏電火災警報器を設けなければならない。
- 4 前項の規定により設ける漏電火災警報器は、ネオン管灯設備に係る火災を有効に感知することができるように設備し、及び維持しなければならない。

(避難器具に関する基準)

第49条 次の各号に掲げる防火対象物の階(建築基準法施行令第20条の2第2号ハに規定する避難階を除く。)には、避難器具を設けなければならない。

- (1) 令別表第1(1)項から(4)項まで及び(7)項から(10)項までに掲げる防火対象物の2階以上の階(主要構造部を耐火構造とした建築物の2階を除く。)又は地階で、収容人員が30人以上のもの
  - (2) 令別表第1(12)項及び(15)項に掲げる防火対象物の3階以上の階又は地階で、収容人員が、3階以上の無窓階又は地階にあつては70人以上、その他の階にあつては100人以上のもの。ただし、令第25条第1項第4号及び第5号の規定に該当するものを除く。
  - (3) 令別表第1(11)項から(16)項までに掲げる防火対象物の6階以上の階で、収容人員が30人以上のもの。ただし、前号及び令第25条第1項第4号及び第5号の規定に該当するものを除く。
- 2 前項の規定により設ける避難器具は、令第25条第1項第3号並びに規則第26条及び第27条の規定の例により設置し、維持しなければならない。
  - 3 第1項及び令第25条第1項の規定により設ける避難器具は、積雪時における避難に際して支障のない場所に設けなければならない。

(避難用タラップに関する基準)

第50条 令別表第1各項に掲げる防火対象物で地階を除く階数が、11階以上の建築物又は地盤面からの高さが31メートルをこえる建築物には、避難用タラップを設けなければならない。ただし、建築基準法施行令第123条第3項に規定する特別避難階段を規則第26条第2項の規定の例により設けた場合、又は建築基準法施行令第129条の13の3に規定する非常用エレベーターを同条第2項の規定により必要とされる最低数をこえて設けた場合は、この限りでない。

- 2 前項に規定するもののほか、避難用タラップの設置及び維持については、次の各号に掲げる基準によらなければならない。
  - (1) 避難用タラップは、各階ごとに外気に開放されたバルコニーその他これに準ずるもの(以下「バルコニー等」という。)に設けること。
  - (2) バルコニー等の床の面積は、2平方メートル以上とすること。
  - (3) バルコニー等には、転落防止のための保護施設を設けること。

- (4) 避難用タラップの位置は、避難に際し容易に接近することができ、かつ、階段その他避難施設から適当な距離にあること。
- (5) 避難用タラップの降下口は、相互に同一垂直線上の位置にないこと。
- (6) 避難用タラップには、標識及び誘導灯を設けること。

(誘導灯に関する基準)

第51条 令別表第1(7)項及び(12)項に掲げる防火対象物で、延面積が300平方メートル以上のものには避難口誘導灯を設けなければならない。

- 2 令別表第1(7)項に掲げる防火対象物で、延面積が300平方メートル以上のもの(昼間のみ使用する防火対象物で採光が避難上十分であるものを除く。)には、通路誘導灯を設けなければならない。
- 3 令別表第1(2)項及び(3)項に掲げる防火対象物の地階又は無窓階で床面積が300平方メートル以上のもののうち、床に固定した客席を有するものには、客席誘導灯を設けなければならない。
- 4 前3項の規定により設ける誘導灯は、令第26条並びに規則第28条、第28条の2及び第28条の3の規定により設置し、維持しなければならない。

(消防用水に関する基準)

第52条 令第27条第1項及び第2項の規定により設ける消防用水は、積雪時において、消防ポンプ自動車容易に接近することができるように維持するとともに、見やすい箇所に標識を設けなければならない。

(連結送水管に関する基準)

第53条 次の各号に掲げる防火対象物の部分には、連結送水管を設けなければならない。

- (1) 令別表第1(1)項から(4)項まで並びに(10)項及び(13)項に掲げる防火対象物の地階又は無窓階(1階及び2階を除く。)で床面積が1,000平方メートル以上のもの
  - (2) 令別表第1に掲げる建築物の屋上で、回転翼航空機の発着場または自動車駐車場の用途に供するもの
- 2 第1項の規定により設ける連結送水管は、令第29条第2項並びに規則第31条の規定の例により設置し、及び維持しなければならない。
  - 3 第1項第1号及び令第29条第1項各号(第3号を除く。)の規定により設ける連結送水管には、その屋上に1つ以上の放水口を設けなければならない。
  - 4 第1項及び令第29条第1項の規定により設ける連結送水管の放水口の上部には、赤色の灯火を設けること。ただし、屋内消火栓箱内に放水口を設ける場合は、この限りでない。
  - 5 第1項及び令第29条の規定により設ける連結送水管の配管は、専用とし乾式とすること。ただし、凍結防止上有効な措置を講じたときはこの限りでない。

(非常コンセント設備に関する基準)

第54条 令別表第1に掲げる防火対象物の地階部分で床面積が1,000平方メートル以上のものには、非常コンセント設備を設けなければならない。

- 2 前項の規定により設ける非常コンセント設備は、令第29条の2及び規則第31条の2の規定の例により設置し、及び維持しなければならない。

(基準の特例)

第55条 この章の規定は、消防用設備等について、消防長が防火対象物の位置、構造及び設備の状況から判断して、この節の規定による消防用設備等の基準によらなくても、火災の発生及び延焼のおそれが著しく少なく、かつ、火災等の災害による被害を最少限に止めることができると認めるとき、又は予想しない特殊の消防用設備等その他の設備を用いることにより、この節の規定による消防用設備等の基準による場合と同等以上の効力があると認めるときにおいては、適用しない。

第6章 避難管理

(劇場等の屋内の客席)

第56条 劇場等の屋内の客席は、次の各号に定めるところによらなければならない。

- (1) いすは、床に固定すること。ただし、消防長が劇場等の位置、収容人員、使用形態、避難口その他の避難施設の配置等により入場者の避難上支障がないと認めた場合においては、この限りでない。
- (2) いす背(いす背のない場合にあつては、いす背に相当するいすの部分。以下この条及び次条において同じ。)の間隔は、80センチメートル以上とし、座席の幅は、40センチメートル以上とすること。
- (3) 客席の最後列のいす背と壁面の間隔は1.5メートル以下とすること。
- (4) 客席の最前部(最下階にあるものを除く。)及び最後部とその他の部分との間には、高さ75センチメートル以上の手すりを設けること。
- (5) 客席の避難通路は、次によること。

ア いす席を設ける客席の部分には、横に並んだいす席8席(いす席の間隔が90センチメートル以上の場合にあつては、12席)以下ごとに、その両側に幅80センチメートル以上の縦通路を保有すること。ただし、4席(いす背の間隔が90センチメートル以上の場合においては、6席)以下ごとに縦通路を保有する場合にあつては、片側のみとすることができる。

イ いす席を設ける客席の部分には、縦に並んだいす席15席(いす背の間隔が90センチメートル以上の場合においては20席)以下ごと及び当該客席の部分の最前部に幅1メートル以上の横通路を保有すること。

ウ ます席を設ける客席の部分には、横に並んだます席2ます以下ごとに幅40センチメートル以上の縦通路を設けること。

エ 大入場には3メートル以内ごとに幅40センチメートル以上のすわり席と識別できる縦通路を設けること。

オ 前各号の通路は、いずれも客席の避難口(出入口を含む。以下同じ。)に直通させること。

(劇場等の屋外の客席)

第57条 劇場等の屋外の客席は、次の各号に定めるところによらなければならない。

- (1) いすは、床に固定すること。ただし、消防長が劇場等の位置、収容人員、使用形態、避難口その他の避難施設の配置等により入場者の避難上支障がないと認めた場合においては、この限りでない。
- (2) いす背の間隔は、75センチメートル以上とし、座席の幅は、40センチメートル以上とすること。ただし、いす背がなく、かつ、いす座が固定している場合にあつては、いす背の間隔を70センチメートル以上とすることができる。
- (3) 立見席には、奥行3メートル以下ごとに、高さ1.1メートル以上の手すりを設けること。
- (4) 客席の避難通路は、次の各号に定めるところによらなければならない。ただし、舞台等の位置、客席の構造等によりこれにより難い場合において避難上有効な措置を講じた時は、この限りでない。

ア いす席を設ける客席の部分には、横に並んだいす席10席(いす背がなく、かつ、いす座が固定している場合にあつては15席)以下ごとに、その両側に幅80センチメートル以上の通路を保有すること。ただし、5席(いす背がなく、かつ、いす座が固定している場合においては、8席)以下ごとに通路を保有する場合にあつては、片側のみとすることができる。

イ いす席を設ける客席の部分には、幅1メートル以上の通路を、各座席から歩行距離15メートル以下でその一に達し、かつ、歩行距離40メートル以下で避難口に達するように保有すること。

ウ まず席を設ける客席の部分には、幅50センチメートル以上の通路を、各ますがその一に接するように保有すること。

エ 大入場を設ける客席の部分には、幅4メートル以下ごとに幅50センチメートル以上の縦通路を、奥行4メートル以下ごとに幅50センチメートル以上の横通路を設けること。

オ まず席を設ける客席の部分には、幅1メートル以上の通路を、各ますから歩行距離10メートル以内でその一に達するように保有すること。

(キャバレー等の避難通路)

第58条 キャバレー等の階のうち当該階における客席の床面積が150平方メートル以上の階の客席には、有効幅員1.6メートル(キャバレー等のうち飲食店にあつては、1.2メートル)以上の避難通路を、客席の各部分からいす席、テーブル席又はボックス席7個以上を通過しないで、その一に達するように保有しなければならない。

(百貨店等の避難通路等)

第59条 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場(以下「百貨店等」という。)の階のうち当該階における売場又は展示場の床面積が150平方メートル以上の階の売場又は展示場には、屋外へ通ずる避難口又は階段に直通する幅1.2メートル(売場又は展示場の床面積が300平方メートル以上のものにあつては、1.6メートル)以上の主要避難通路を保有しなければならない。

2 百貨店等の階のうち当該階における売場又は展示場の床面積が600平方メートル以上の売場又は展示場には、前項の主要避難通路のほか、有効幅員1.2メートル以上の補助避難通路を保有しなければならない。

3 百貨店等に避難の用に供することができる屋上広場を設けた場合は、当該広場を避難上有効に維持しなければならない。

(劇場等の定員)

第60条 劇場等の関係者は、次の各号の定めるところにより、収容人員の適正化に努めなければならない。

(1) 客席の部分ごとに、次のアからウまでによつて算定した数の合計数(以下「定員」という。)をこえて客を入場させないこと。

ア 固定式のいす席を設ける部分については、当該部分にあるいす席の数に対応する数。この場合において、長いす式のいす席にあつては、当該いす席の正面幅を40センチメートルで除して得た数(1未満の端数は、切捨てるものとする。)とする。

イ 立見席を設ける部分については、当該部分の床面積を0.2平方メートルで除して得た数

ウ その他の部分については、当該部分の床面積を0.3平方メートルで除して得た数

(2) 客席内の避難通路に客を収容しないこと。

(3) 1つのまず席には、屋内の客席にあつては7人以上、屋外の客席にあつては10人以上の客を収容しないこと。

(4) 出入口その他公衆の見やすい場所には、当該劇場等の定員を記載した表示板を設けるとともに、入場した客の数が定員に達したときは、直ちに満員札を掲げること。

(避難施設の管理)

第61条 令別表第1((18)項から(20)項までを除く。)に掲げる防火対象物の避難口、廊下、階段、避難通路その他避難のために使用する施設は、次の各号に定めるところにより、避難上有効に管理しなければならない。

(1) 避難のために使用する施設には、避難の妨害となる設備を設け、又は物件を放置しないこと。

(2) 避難のために使用する施設の床面は避難に際し、つまづき、すべり等を生じないように常に維持すること。

(3) 避難口に設ける戸は、外開きとし、開放した場合において廊下、階段等の有効幅員を狭めないような構造とすること。ただし、令別表第1(1)項以外に掲げる防火対象物について避難上支障がないと認められる場合においては、内開き以外の戸とすることができる。

(4) 避難口及び屋外の避難通路は、凍結又は積雪により避難の支障とならないように維持すること。  
(一時的に劇場又は展示場の用途に供する防火対象物への準用)

第62条 第56条、第57条及び第59条から前条までの規定は、体育館、講堂その他の防火対象物を一時的に劇場等又は展示場の用途に供する場合について準用する。

(防火戸の管理)

第63条 令別表第1に掲げる防火対象物の防火戸は、次の各号に定めるところにより、防火上有効に管理しなければならない。

- (1) 防火戸は常時閉鎖することができるようにその機能を有効に保持し、かつ、その直近には閉鎖の障害となる物件を置かないこと。
- (2) 防火区画の防火戸(遮熱力のあるものを除く。)に近接して、延焼の媒介となる可燃性物品を置かないこと。
- (3) 防火戸(そでとびら、くぐり戸の類を含む。)は、公開時間、従業時間その他多数の者が使用している時間内は施錠しないこと。
- (4) 風道及び天井等に設ける防火ダンパーは、容易に点検できる構造とし、その機能を有効に保持すること。

## 第7章 雑則

(防火対象物の使用開始の届出等)

第64条 法第17条の防火対象物(令別表第1(19)項及び(20)項を除く。)を使用しようとする者(内容を変更しようとする者を含む。)は、使用開始の日の7日前までに、その防火対象物の所在、用途、収容人員及び火気設備並びに消防用設備等について消防長又は所轄消防署長に届け出て、その検査を受けなければならない。

(消防計画の提出)

第65条 法第8条第1項の防火対象物の管理について権原を有する者は、防火管理者が消防計画を作成したときは、すみやかに所轄消防署長に当該計画書を提出しなければならない。

(火を使用する設備等の設置の届出)

第66条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次の各号に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、設置の位置、構造その他火災予防上必要な事項を所轄消防署長に届け出なければならない。

- (1) 熱風炉(風道を使用しない熱風炉にあつては、劇場及びキャバレー等に設けるものに限る。)
- (2) 多量の可燃性のガス又は蒸気を発生する炉又はかまど
- (3) 前号に掲げるもののほか、据付面積2平方メートル以上の炉又はかまど(個人の住居に設けるものを除く。)
- (4) ボイラー又は発熱量6万キロカロリー毎時をこえる給湯湯沸設備(個人の住居に設けるもの又は労働安全衛生法施行令(昭和47年政令第318号)第1条第3号に定めるものを除く。)
- (5) 乾燥設備
- (6) サウナ設備(個人の住居に設けるものを除く。)
- (7) 火花を生ずる設備
- (8) 高圧又は特別高圧の変電設備(全出力50キロワット以下のものを除く。)
- (9) 内燃機関による発電設備(固定して用いるものに限る。)
- (10) 屋内に設ける蓄電池設備
- (11) 設備容量2キロボルトアンペア以上のネオン管灯設備

(12) 水素ガスを充てんする気球

2 前項の位置及び構造等を変更しようとするときは、所轄消防署長に届け出なければならない。

(火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出)

第67条 次の各号に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、その旨を所轄消防署長に届け出なければならない。

(1) 火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為

(2) 煙火(がん具用煙火を除く。)の打上げ又は仕掛け

(3) 劇場等以外の建築物その他の工作物における演劇、映画その他の催物の開催

(4) 水道の断水又は減水

(5) 消防隊の通行その他消火活動に支障を及ぼすおそれのある道路工事

(ストーブ又は煙突の取付掃除業者の届出)

第68条 ストーブ又は煙突の取付掃除を業としようとする者は、あらかじめその住所、氏名、年令及び略歴を消防長に届け出て、承認を得なければならない。

(消防設備業の届出)

第69条 消防用設備等(令第7条に規定する簡易消火用具、非常警報器具、非常警報設備、誘導標識、消防用水及び排煙設備を除く。)の工事、整備又は販売を行なおうとする者は、住所、氏名(法人にあつては所在地及び名称)その他必要事項を消防長に届け出なければならない。

(火を使用する設備、器具等の製造及び整備業の届出)

第70条 火を使用する設備、器具及びその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備、器具のうち、液体燃料を用いるものを製造し、取り付け、又は整備しようとする者は、火災予防上必要な事項を消防長に届け出なければならない。

(指定数量未満の危険物等の貯蔵又は取扱いの届出等)

第71条 指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物、別表第3で定める数量の5倍以上の準危険物又は別表第4で定める数量の5倍以上の特殊可燃物を貯蔵し、又は取り扱おうとする者はあらかじめ、その旨を所轄消防署長に届け出なければならない。ただし、個人の住居で貯蔵し、又は取り扱おうとする者は、この限りでない。

2 所轄消防署長は、前項の届出に係る指定数量未満の危険物等を貯蔵し、又は取り扱うタンクを設置しようとする者の申し出により、当該タンクの水張又は水圧検査を行なうことができる。

3 指定数量未満の灯油の販売を業とする者は、貯蔵し、又は取り扱う場合の主たる取扱者を定めて所轄消防署長に届け出なければならない。

(委任)

第72条 この条例の実施のための手続きその他その施行について必要な事項は、市長が定める。

## 第8章 罰則

(罰則)

第73条 次の各号の一に該当する者は、20,000円以下の罰金に処する。

(1) 第35条の規定に違反して指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱った者

(2) 第36条の規定に違反した者

(3) 第37条の規定に違反した者

(4) 第39条の規定に違反した者

2 第40条の規定に違反した者は、15,000円以下の罰金に処する。

第74条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条にかかる罰金刑を科する。ただし、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為

を防止するため、当該業務に対し相当の注意及び監督が尽されたことの証明があつたときは、その法人又は人については、この限りでない。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、次項及び第3項に掲げるものを除き、昭和48年10月1日から施行する。
- 2 改正後の札幌市火災予防条例（以下「新条例」という。）第3条第1項第18号ケからスまで、第4条第1項第2号、第8条第1項第3号、第9条、第36条第21号ア、キ、ケ及びコ、第22号イ、エ及びオ、第23号カ、第42条第1項第2号、第43条第4項、第44条第1項第3号及び同条第3項、第45条（変電設備に係る部分に限る。）、第50条、第51条第3項、第53条第1項第1号、並びに第54条の規定は、昭和49年1月1日から施行し、同日前についてはこの条例による改正前の札幌市火災予防条例（以下「旧条例」という。）中、相当する規定があるときは、当該相当する規定はなお効力を有する。
- 3 新条例第12条第1項第3号及び第36条第2号の規定は、昭和49年7月1日から施行する。  
(経過措置)
- 4 昭和48年10月1日において現に使用されている燃料タンク及び危険物を貯蔵し、または取扱うタンクに係る基準については、新条例第3条第1項第18号及び第36条第21号から第23号までの規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 5 昭和48年10月1日において現に使用されている液体燃料を使用する移動式ストーブについては、新条例第22条第2項の規定は、昭和52年9月30日までの間、適用しない。
- 6 昭和49年1月1日において現に存する防火対象物または現に新築、増築、改築、移転もしくは模様替えの工事中の防火対象物における大型消火器、屋内消火栓設備、水噴霧消火設備等及び連結送水管に関する基準については、新条例第42条第1項第2号、第43条第4項、第45条及び第53条第1項第1号の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 7 昭和49年1月1日において現に存する防火対象物または現に新築、増築、改築、移転もしくは模様替えの工事中の防火対象物における、スプリンクラー設備、避難用タラップ及び非常コンセント設備に関する基準については新条例第44条第1項第3号（令別表第1(14)項に係る部分に限る。）及び同条第3項、第50条並びに第54条の規定は適用しない。
- 8 この条例施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

別表第1

(1)	イ 劇場、映画館、演芸場又は観覧場 ロ 公会場又は集会場
(2)	イ キヤバレー、カフェー、ナイトクラブその他これらに類するもの ロ 遊技場又はダンスホール
(3)	イ 待合、料理店、その他これらに類するもの ロ 飲食店
(4)	イ 物品の販売業、賃貸業又は修理業を営む店舗 ロ 理容業、美容業、クリーニング業その他のサービス業を営む店舗 ハ 取引所 ニ 展示場
(5)	旅館、ホテル又は宿泊所
(6)	イ 病院、診療所又は助産所 ロ 養老施設、救護施設、更生施設、児童福祉施設(母子寮及び児童厚生施設を除く。)、 身体障害者更生施設(身体障害者を収容するものに限る。)、精神薄弱者援護施設又は授 産施設 ハ 幼稚園、盲学校、聾学校又は養護学校
(7)	小学校、中学校、高等学校、高等専門学校、大学、各種学校その他これらに類するもの
(8)	図書館、博物館、美術館その他これらに類するもの
(9)	公衆浴場
(10)	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場
(11)	イ 神社、寺院、教会その他これらに類するもの ロ 火葬場
(12)	文化財保護法(昭和25年法律第214号)の規定によつて重要文化財、重要民俗資料、 史跡若しくは重要な文化財として指定され、又は旧重要美術品等の保存に関する法律(昭和 8年法律第43号)の規定によつて重要美術品として認定された建造物
(13)	ふ頭にけい留された船舶、鉄道又は軌道に用いる車両、自動車で公衆の出入するもの

別表第2

(1)	イ 工場又は作業場 ロ 発電所又は変電所 ハ 映画スタジオ又はテレビスタジオ
(2)	官公署、銀行その他の事務所
(3)	イ 自動車車庫、電車車庫又は駐車場 ロ 航空機の格納庫
(4)	倉庫

別表第3

類別	品名	数量 (kg)
第一類	亜塩素酸塩類	10
	臭素酸塩類	15
	沃素酸塩類	20
	重クロム酸塩類	600
第二類	油紙類及び油布類	100
	副蚕糸	100
	油かす	1,000
第三類	金属リチウム	5
	金属カルシウム	50
	炭化アルミニウム	60
	水素化物	60
	カルシウムシリコン	200
第四類	ラツカーパテ	200
	ゴムのり	200
	第一種引火物	200
	しょう腦	600
	ナフタリン	600
	松脂	600
	パラフィン	600
	第2種引火物	600
	第五類	ニトロソ化合物
ジニトロソペンタメチレンテトラミン		40
ナトリウムアミド		40
第六類	過塩素酸	30
	塩化チオニル	80
	塩化スルフリル	80

別表第4

品名	数量 (kg)
綿花類	200
木毛及びかんなくず	400
ぼろ及び紙くず	1,000
糸類	1,000
わら類	1,000
ゴム類	3,000
石炭及び木炭	10,000
木材加工品及び木くず	10 (m <sup>3</sup> )

## 備考

- 綿花類とは、不燃性又は難燃性でない綿状又はトツブ状の繊維及び麻糸原料をいう。
- 糸類とは、不燃性又は難燃性でない糸及び繭をいう。
- わら類とは、乾燥わら、乾燥藪及びそれらの製品並びに干し草をいう。
- ゴム類とは、不燃性又は難燃性でないゴム製品、ゴム半製品、原料ゴム及びゴムくずをいう。